

第11回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月28日（月）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 16名
4. 欠席委員 2名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第21号	現況証明願いについて
日程第3	議案第22号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第23号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第5	議案第24号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第25号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第11回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は16名であります。

柚原 千秋 委員、太田 福司 委員が所用のため、本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第十四条の規定により議長において、4番 宮嶋 敏男 委員、6番 竹内 稔 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

4月27日の第10回総会以降の業務で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他3筆

面積合計 29,836㎡

契約年月日 平成29年6月27日 解約年月日 平成30年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条による使用貸借

2番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆

面積 6,881㎡

契約年月日 平成26年1月31日 解約年月日 平成30年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条による使用貸借

3番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆

面積 48,270㎡のうち2,999㎡

契約年月日 平成27年11月5日 解約年月日 平成30年5月9日

農地法第3条による使用貸借

4番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆

面積 41,297㎡

契約年月日 平成22年8月31日 解約年月日 平成30年5月9日

農業経営基盤強化促進法第18条による使用貸借

5番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆

面積 1,139㎡のうち491㎡

契約年月日 平成27年7月1日 解約年月日 平成30年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条による使用貸借

2. 会議関係について

- (1) 5月17日(木) 大樹町営牧場運営委員会
役場1階大会議室 会長、代理出席
- (2) 5月22日(火) 第2回臨時町議会
役場4階議場 会長出席
- (3) 5月24日(木) 中島酪農祭
中島行政区会館 会長欠席
- (4) 5月24日(木) 現地調査 第3班
現地証明3件、転用4件、他1件(許可不要)

許可不要案件

実施主体 大樹町

事業内容 耐震性貯水槽新設工事(消防法に係る消防水利の配置)

設置場所 字晩成167番地 地目 牧場

事業面積 310,593㎡のうち128,82㎡

農地法第4条により、農地を農地以外とする場合には都道府県等の許可を受けなければならないこととなっておりますが、農地法第4条第1項第6号には、土地収用法その他の法律によって収用又は使用する農地は、収用又は使用の目的に供する場合は許可を要しないとさだめられております。また、土地収用法第3条第1項第19号に定める、市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設に当たりますので、この案件は農地転用の許可を要

さないので、届出だけで良いこととなります。

- (5) 5月28日(月) 大樹町ゆとり農業推進会議
延期

3. その他

- (1) 4月25日(水) J A忠類通常総会後 理事会
前代表理事組合長 多田 智
新代表理事組合長 蛭原 一治

- (2) 農作物生育作況調査(5月15日現在)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第21号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第21号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは4件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、

ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第21号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計25筆

公簿地目 畑及び牧場

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 合計 656,424 m²

現地調査 平成30年5月21日 地区担当委員 富倉 浩之 委員

この案件は、現在畑や牧場として利用できない農地を、本現況証明で登記簿地目を農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

なお、申請地につきましては、昨年農地パトロールにおいて非農地と判断されており、台帳地目は農地・採草放牧地以外となっております。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 41,297 m²

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

この案件は、現在畑や牧場として利用できない農地を、本現況証明で登記簿地目を農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 2,722 m²

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

この案件は、現在畑や牧場として利用できない農地を、本現況証明で登記簿地目を農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

番号4番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 雑種地

現況地目 畑

面積 7,719 m²

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

この案件は、雑種地であった土地を開墾したため、本現況証明で登記簿地目を畑に変更登記する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、地区担当委員より報告を求めます。
富倉 浩之 委員から報告願います。

2番

議案第21号、1番について報告いたします。

富倉委員

申請地は、去年の農地パトロールで確認しており、その際に農地ではないと判断されている土地になります。周辺農家への利用意向確認、事務局との現地確認を行いました。利用意向がないこと、畑及び牧場としての利用が困難であることから、農地・採草放牧地以外とすることは、止むを得ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

次に、番号2番から4番について、調査班より報告を求めます。
第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第21号、2番から4番につきまして報告いたします。

金丸委員

2番と3番につきまして、申請地は、現在畑として利用することは困難で、今後も畑としての利用は考えられないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

4番につきまして、申請地は、申請者の経営面積の拡大のため、取得した雑種地を畑として開墾した土地です。現地調査をした結果、農作業の障害となるものはなく、畑として利用していることを確認できたため、畑であると班では判断しました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第21号、現況証明願いについての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。
休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第3、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可についての
件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し
上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は3件で
ございます。内容は、売買による所有権移転が1件、賃貸借による貸借が2件
でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審
議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたしま
す。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 9,358㎡

理由 譲渡人 相手方の要望

譲受人 同上理由による買受

譲受人等の経営地の状況 法人構成員のため、なし

労働力 法人構成員のため、なし

譲受人の家畜の状況 法人構成員のため、なし

周辺地域との関係 法人構成員のため、なし

売買 1,000,000円 10a当り106,860円

農業経営基盤強化促進法第18条による使用貸借中の土地

借主 (譲受人を構成員とする農地所有適格法人)

地区担当委員 宮本 明夫 委員

売買による所有権移転の案件となります。通常であれば法人の構成員は農地法第3条の適格者になることはできませんが、対象地がすでにその法人の経営地であることと、所有権移転時に元の所有者との賃貸を引き継ぐことを条件に許可することができるとなっております。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 88,730㎡

理由 譲渡人 貸主の希望による貸付け

譲受人 同上理由による借受け

譲受人等の経営地の状況

自作地

所有地 355,780.00㎡

使用収益権を有する土地 410,209.00㎡

経営地合計 765,989.00㎡

貸付地

所有地 40,000.00㎡

労働力 1名

譲受人の家畜の状況 なし

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 輪作

賃貸借 5年間 423,000円 10a当り4,768円

地区担当委員 吉田 洋一 委員

賃貸による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について地区担当委員より報告を求めます。
宮本 明夫 委員から報告願います。

8番
宮本委員

議案第22号、1番について報告いたします。
申請地は譲受人が構成員である（農地所有適格法人）の経営地であり周辺農地との総合的な利用に影響もないことから許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号2番について地区担当委員より報告を求めます。
吉田 洋一 委員から報告願います。

12番
吉田（洋）
委員

議案第22号、2番について報告いたします。
借主の希望による賃貸の案件となります。
借主は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込めます。
また申請地は借主の経営地と町道は挟んで隣接しており、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第22号、番号1番から2番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
それでは3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 6,881㎡

理由 貸主 借受人の希望

借主 同上理由による借受

譲受人等の経営地の状況

自作地

所有地 460,129.00㎡

使用収益権を有する土地 215,958.00㎡

経営地合計 676,087.00㎡

労働力 4名

譲受人の家畜の状況 乳牛95頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 一部連作

賃貸借 1年間 10a当り5,900円

地区担当委員代理 竹内 稔 委員

賃貸による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号3番について地区担当委員より報告を求めます。
竹内 稔 委員から報告願います。

6番
竹内委員

議案第22号、3番について報告いたします。
借主の希望による賃貸の案件となります。

借主は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。また、申請地は借主の経営地と隣接しておりませんが、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第22号、番号3番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。
日程第4、議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。

本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答ものであります。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第23号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。

今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は1件でございます。申請内容は、農用区域からの除外が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明いたします。

番号1番

土地の表示 (地番) 1筆

公簿地目 畑

面積 1,139㎡のうち491㎡

目的 農地所有適格法人従業員住宅の建設

事業計画者 (地区) (氏名)

土地の所有者 山森 昌弘 氏

内容 農用地から白地への除外

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

この案件は、後程の農地法第5条の転用案件でも議案になっておりますが、農地所有適格法人の従業員住宅を建設する案件でありまして、大樹町農業振興地域整備計画の農用区域からの除外を求められているものでございます。班会議の結果、除外については支障ないと判断されましたので、除外の要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第23号、1番について報告いたします、

金丸委員

従業員住宅の建設の案件で、農地転用と合わせて現地調査を行いました。申請地の近くに宅地があり、そこに建設できないか検討してもらいましたが、バンカーの臭気や重機の騒音等住環境が良くないことや、古い建物を撤去しなけ

ればならないため費用がかかってしまい、代替地とするのは難しいと判断しました。

営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外について支障はないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第23号、番号1番について、
原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨を大樹町に答申する事といたします。

日程第5、議案第24号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第24号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。内容は農業用施設の建設に伴う農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第24号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号 1 番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計 2 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 2, 889 m²

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

堆肥乾燥舎 1 棟 建設面積 936.00 m²

所要面積 1, 162.00 m²

通路・作業場 所要面積 1, 727.00 m²

合計所要面積 2, 889.00 m²

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地

転用申請と併せて農業用施設用地への用途変更中

許可理由 農地法第 4 条第 6 項の規定による転用

現地調査 平成 30 年 5 月 24 日 第 3 班 金丸 栄省 班長

チェックリスト、施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照いたします。

なお、申請面積が 3, 000 m²以下の農業用施設となりますので、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し
工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長代理

次に、番号 1 番について調査班より調査報告を求めます。

第 3 班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17 番
金丸委員

議案第 24 号、1 番について、現地調査及び審議の結果を報告します。

経営規模の拡大に伴い堆肥乾燥舎を建設する案件です。

バイオガスプラントで処理した糞尿からおがくずを再利用するために既存施設の近くに建設する必要がある、他の代替地もなく営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長代理

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第24号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決
いたします。
本案について、許可相当とすることで、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開致します。
日程第6、議案第25号、農地法第5条の規定による許可についての件を議
題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第25号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げま
す。
今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は3件でご
ざいます。内容は、従業員宿舎に伴う農地転用が1件と、農業用施設の建設に
伴う農地転用が2件でございます。
その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご
審議方よろしくお願い致します。
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第25号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)
土地の表示 (地番) 1筆
台帳地目 畑 現況地目 畑
面積 491 m² (うち面積)
目的 従業員宿舎の建設
時期 許可の日から永年間
利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定
計画内容

宿舎	1棟	建設面積	126.15 m ²
		所要面積	185.32 m ²
駐車場		所要面積	125.00 m ²
通路		所要面積	180.68 m ²
		合計所要面積	491.00 m ²

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地
転用申請と併せて除外手続き中であり、第1種農地となる見込み

許可理由 農地法施行規則第38条及び第39条第1項の規定による転用

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000 m²以下の農家住宅であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、町と北海道との協議で農用地からの除外が認められれば、農振の除外と合わせて許可することになります。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)
借主 (地区) (氏名)
土地の表示 (地番) 1筆
台帳地目 畑 現況地目 畑
面積 2,999 m² (うち面積)
目的 農業用施設の建設
時期 許可の日から永年間
利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定
計画内容

搾乳舎	1棟	建設面積	263.41 m ²
付属施設	1棟	建設面積	38.88 m ²
搾乳舎、付属施設合せて		所要面積	823.20 m ²

通路・作業場 所要面積 2, 175. 80 m²
合計所要面積 2, 999. 00 m²

転用基準 農業振興地域整備計画における農業用施設用地

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3, 000 m²以下の農業用施設であることから、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計41筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 29, 836 m²

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

牛舎	1棟	建設面積	7, 870. 00 m ²
		所要面積	7, 870. 00 m ²
バイオプラント		所用面積	3, 237. 00 m ²
排水路		所要面積	419. 00 m ²
通路		所要面積	8, 134. 00 m ²
作業場		所要面積	6, 869. 00 m ²
給餌通路		所要面積	3, 307. 00 m ²
		合計所要面積	29, 836. 00 m ²

転用基準 農業振興地域整備計画における農業用施設用地

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

現地調査 平成30年5月24日 第3班 金丸 栄省 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3, 000 m²より大きい農業用施設であることから、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取を行う案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番から3番について、調査班より、調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員報告願います。

17番

議案第25号、1番から3番について報告します。

金丸委員

1番についての内容については、議案第23号にありました農用地からの除外と同様となります。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

2番については、経営規模の拡大に伴い搾乳舎を建設する案件です。

申請地は既存施設用地の一面にあり作業の効率性を考慮すると他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

3番について、申請者は計画的に規模を拡大しており、昨年度も隣接地に牛舎と事務所を建設しております。

今回建設する牛舎には搾乳ロボットを導入し、糞尿処理施設としてバイオガスプラントも導入すると伺っております。経営規模を拡大するには施設の増設が不可欠であり、既存施設との位置関係を考慮すると他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第25号、番号1番から3番の農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当とすることで、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は5件でございます。内容は、新規の売買が2件、農地売買支援事業による買い受けが1件、更新の賃貸借が2件、でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計20,476㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成30年5月29日

対価の支払期限 平成30年6月29日

土地の引渡し時期 対価の支払日

金額 2, 810, 000円 指定口座に振込

あっせん売買 10aあたり 137, 234円

あっせん売買の案件で、4月16日に第3班金丸班長のもとあっせん会議を開催しております。

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計6筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計244, 720㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成30年5月29日

対価の支払期限 平成30年6月29日

土地の引渡し時期 対価の支払日

金額 16, 790, 000円 指定口座に振込

あっせん売買 10aあたり 68, 609円

あっせん売買の案件で、4月19日に第1班宮嶋班長のもとあっせん会議を開催しております。

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49, 347㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成30年5月29日

対価の支払期限 平成30年6月29日

土地の引渡し時期 対価の支払日

金額 8, 380, 000円 指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

農地保有合理化事業を活用して平成20年度に売買をした案件で、賃貸期間

である10年が経過したため、公社から買受者に売り払いする案件になります。

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計47,529㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年6月1日 終期 平成31年5月31日 1年間

金額 10a当り5,000円 12月15日までに指定口座に振込更新

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計9筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計242,376㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年6月1日 終期 平成31年5月31日 1年間

金額 10a当り6,300円 11月30日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番の内容について、調査班より報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員より、調査報告を求めます。

17番
金丸委員

議案第26号、1番について報告いたします。

地区委員を通して（地区）農事組合に周知し売買の公募を行いました。希望者がいなかったため隣接の（地区）で公募を行いました。

売買予定者は、あっせん希望者の（利用権の設定を受ける者）に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を参考に決定し、10a当り137,234円で、総額2,810,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

次に、番号2番の内容について、調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員より、調査報告を求めます。

4番
宮嶋委員

議案第26号、2番について報告いたします。

地区委員を通して（地区）農事組合に周知し、売買の公募をおこないました。

売買予定者は、あっせん希望者の（利用権の設定を受ける者）に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を参考に決定し、10a当り68,609円で、総額16,790,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

番号3番については、農地売買支援事業による北海道農業公社からの買い受けと、番号4番から5番については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第26号、番号1番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
次に連絡事項に入ります。
事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、6月28日、木曜日を予定しておりますので、
よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第11回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 5月28日

会 長 ~~金~~木正喜

委員 (4番) 宮崎敏男

委員 (6番) 竹内稔